



ファーマーズ通信

令和7年1月発行

<編集・発行> 田子町農業委員会 〒039-0292 田子町大字田子字天神堂平81
TEL 0179-20-7120 E-mail: takko1101a@town.takko.lg.jp



[参加者全員で農業委員会憲章の唱和]

八月十九日、田子町において、令和六年度農業委員会大会を開催しました。この日は、農業委員会の活動報告や、今後の活動方針について、委員と委員会の関係者間で話し合いを行いました。また、農業委員会の役割や使命について、関係者から意見を伺い、今後の活動に活かすこととなりました。

令和六年度 三八地区農業委員会大会



[ガンバロー三唱の音頭を取る大坊和民会長]

本大会では、農業委員会の活動報告や、今後の活動方針について、委員と委員会の関係者間で話し合いを行いました。また、農業委員会の役割や使命について、関係者から意見を伺い、今後の活動に活かすこととなりました。

令和六年度青森県農業委員会大会が開催されました。この大会では、県内各地の農業委員会の活動報告や、今後の活動方針について、委員と委員会の関係者間で話し合いを行いました。また、農業委員会の役割や使命について、関係者から意見を伺い、今後の活動に活かすこととなりました。

令和六年度青森県 農業委員会大会

「壇上で政策提案を発言する
上平満広委員」



農業委員会の活動報告や、今後の活動方針について、委員と委員会の関係者間で話し合いを行いました。また、農業委員会の役割や使命について、関係者から意見を伺い、今後の活動に活かすこととなりました。

今年度の重要な業務で、地域計画・目標地図の策定を進めています。この計画は、地域の発展や農業の活性化に大きく貢献するものと期待されています。

集落座談会

地域計画・目標地図
策定のために



[集落座談会で話し合いのまとめ役をする様子]

集落座談会を開催し、地域の現状や課題について話し合いを行いました。参加者からは、農業の活性化や地域の発展に関する多くの意見が寄せられました。これらの意見を踏まえ、地域計画や目標地図の策定を進めていきます。

これってなに？ こんな時どうする？ 第5弾 -農地の貸借-

農地貸借の手続きが変わります

皆様、これまで農地の貸借をする場合、農地法第3条又は農地中間管理事業等を活用して貸借契約をしていただいていると思います。

現在、町と農業委員会で作成を進めている地域計画及び目標地図が完成した後(※1)は、**原則として農地の貸借や売買は農地中間管理機構を経由した手続きに一本化**されます。(※2)

(※1)地域計画が公告された日又は令和7年4月1日のいずれか早い日から適用されます。

(※2)原則、農地中間管理機構を経由することになりますが、これまでの農地法第3条も通常どおり活用できます。

<現行の農地貸借制度>

貸借の種類	窓口
農地法第3条	農業委員会
農地中間管理事業	産業振興課
利用権設定等促進事業	農業委員会

<令和7年4月以降の農地貸借制度>

貸借の種類	窓口
農地法第3条	農業委員会
農地中間管理事業	産業振興課
廃止	



この他にも、類似した方法として特定農作業受委託契約というものもあります。これは受託者(耕作者)が、基幹的な作業(耕起・整地、播種、収穫等)を行うことや、生産した農産物を受託者の名義で販売すること等について契約を結ぶものであり、農地の貸借契約ではありませんのでご注意ください。

また、当事者間での口約束(ヤミ小作)の契約は、何らかの不具合が生じる可能性が高いです。そのため、上記表のような貸借契約に切り替えて下さいませようお願いします。

※口約束での契約は、当事者間で問題を解決していただく必要があります。

また、**地域計画策定後に農地の権利移動(売買・貸借・交換等)を行う場合は**、地域計画に沿って行う必要があるため、**権利設定の前に事前に産業振興課又は農業委員会までご相談**下さい。場合によっては、先に地域計画の変更手続きが必要であり、権利設定の申請を行う前に、しばらく時間を頂くことになります。

“家族内及び町としての貸借状況の把握”、“農業施策の企画・調査”のためにも、ヤミ小作を行わず、適切な農地貸借手続きの実行に努めて下さいますようお願いいたします。

農業者年金は今のあなたと老後のあなたを応援します。ぜひ加入の検討を!



副委員長
委員長

山澤木山種上
本頭崎崎子平
亀勉正順宏満
次夫子典広
郎

広報委員会

たてか と者それり用さす見 も容
しくら 農なへのたまがれ。守委うを表
まだ、地つ連後場すなてこり員一ご紙
すさ農所て絡、合。いい活は動はご介
い地有おを事は疑かるは動は「普紹
まの者り取務事問なか、農も段介たし
(す適のまり局務など、農も段介たし
担よ正皆。認らへ所巡たがつらたし
当う管様。認らへ所巡たがつらたし
袖願に、る地告確し違正お農まが
村い努普こ所さ認て反管り地す。内
いめ段と有れさお転理まの

編集後記

購読の申し込みは、農業委員会
電話・電子版も発行
購読料も月額七百円(税込)

農業経営に役立つ農業専門誌
毎月発行
購読料も月額七百円(税込)



資源ごみ
雑紙収集

■相続人の皆様、相続登記はお済みですか？

令和6年4月1日から**相続登記の申請が義務化**となりましたが、相続人の皆様、相続登記はお済みでしょうか。

不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務となりました。また、令和6年4月1日より前に相続した不動産で、相続登記がされていないものについても義務の対象であり、この場合は、令和9年3月31日までに相続登記をさせていただく必要があります。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合、**10万円以下の過料が科される**可能性がありますのでご注意ください。

農地の相続登記が完了した場合は、農業委員会への届出も必要となります。

相続登記の申請は、

“司法書士へ依頼”“法定相続人がこれ以上増える前にお早めに”

■農地バンクへ登録してみませんか？

令和5年9月から開始しました農地バンク事業ですが、申込のあった情報は毎月月末に町ホームページ上で最新情報を更新しております。

情報の登録には、申込書を提出する必要があるため、登録を希望する方は、農業委員会までお越しください。

●令和6年10月～12月中に新規登録のあった農地
田子地区 売買希望 4筆 石亀地区 貸借希望 3筆

●令和6年12月末時点の登録状況
売買希望 13筆 貸借希望 38筆

田子町 農地バンク 検索

新着あり
権利設定実績あり



わくわく! 残ったお餅の活用レシピ★

・・・肉巻き餅のお好み焼き風・・・

【材料】

切り餅 4個
豚肩ロース 8枚
千切りキャベツ 1/6個分
中濃ソース
マヨネーズ
青のり・削り節・紅生姜

【作り方】

- 餅は縦半分に切る。豚肉を巻き、フライパンに並べる。
 - ①を中火で焼く。焼き色がついたら弱火にし、蓋をして5分蒸し焼きにする。
 - キャベツを平皿に広げる。熱いうちに②を盛り、Aをトッピングしたら完成。
- ★見た目も味もまるでお好み焼き。肉巻きのお餅とキャベツがベストマッチ!
- ★お餅を食べるときはお餅のみの食事になりがち。不足しがちなたんぱく質・野菜も組み合わせると栄養価がUPします。おやつにもどうぞ!

(地域包括支援課栄養士 本木)



◆ 農業委員会 活動予定表 ◆

農業委員・推進委員は、このような活動も行っております。

1月9日 農業者年金 加入推進研修会
1月14日 農業委員会総会
2月10日 農業委員会総会
2月～3月 農業者年金加入推進戸別訪問活動
3月10日 農業委員会総会

■農業者年金の納付額・受給額をイメージしてみましょう!

農業者年金のパンフレットを見ても、「要件は書いてあるから理解できるが、実際、いくら納付していくら受給できるか想像できない」といったご意見を頂戴いたしました。

そこで今回は、保険料の納付額や、将来自分が受け取れる見込みの年金受給総額がイメージできるよう、表にいたしましたので、参考にしていただきたいと思います。

農業者年金は、**農家のことを知りつくした農家のための年金**です。

ぜひ、加入の検討をしてみてくださいはいかがでしょうか。

加入年齢	納付期間	保険料納付額	年金受給総額
20歳	40年	9,600,000円	17,159,200円
30歳	30年	7,200,000円	11,386,400円
40歳	20年	4,800,000円	6,742,400円
50歳	10年	2,400,000円	3,005,700円

※1 農業者年金に保険料月額2万円で通常加入、運用利回り2.5%の場合

※2 年金受給総額は65歳での平均余命を考慮し、男性が受給する場合を想定

また、農業者年金の受給開始前又は受給中に死亡した場合は、遺族へ死亡一時金がお支払いされます。※死亡一時金は、加入期間等により保険料払込額を下回ることがあります。

ちなみに、当町では、令和元年度2人、令和2年度1人、令和5年度1人の加入実績あり

■農地パトロールの結果報告 及び 遊休農地解消事例紹介

10月に農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールを行いました。調査時の農地への立ち入りに関し、所有者の皆様には、ご理解ご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。

今年度の農地パトロール結果を報告させていただきます。

令和6年度農地パトロール結果

- | | | |
|----------------------------------|----------------------|--------|
| ① トラクター等で耕起すれば利用可能な農地 | 1,664,829㎡ (166.4ha) | ②のイメージ |
| ② トラクター等のみで耕起できないが重機との併用で利用可能な農地 | 471,302㎡ (47.1ha) | |
| ③ 重機を使用しなければ到底復旧できない農地 | 844,588㎡ (84.4ha) | |

ご自身の所有農地のうち、未利用農地がある場合は、下記の注意事項をご一読いただくほか、草刈りや耕起等の保全管理作業に努めていただきますようお願いいたします。

----- ▼注意事項▼ -----

- 草が伸びた状態あるいは生い茂っている状態の農地では、
- ①病虫害の発生が想定され、隣接農地の作物へ病気を移してしまう。
 - ②鳥獣の住処となり、隣接農地の野菜等が食害に遭う。
 - ③鳥獣が人里に近づくことで、人的被害や営農意欲の減退を招くおそれがある。
- 農地の利活用は所有者の判断に任されますが、保全管理が行われていない場合、上記のように近隣の方々へご迷惑をおかけする場合があります。



解消事例

ご自身で解消する場合や、隣接農地の方等から相談があった場合の参考にしてください。

- 例1) 多面的支払交付金を活用して、景観植物を作付けした。
- 例2) 他業種との連携を図って再生作業を行い、そば、小麦、大豆などの作付けをした。
- 例3) 鳥獣被害の緩衝帯として侵入防止柵を設置した。 など

町では、耕作放棄地の再生作業にかかる経費補助も行っています。活用希望の方は、ぜひ産業振興課へご相談ください。

